

日行連発第 893 号
平成 25 年 11 月 18 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第 一 業 務 部
部 長 矢 野 浩 司

産廃許可申請に係る経営診断書作成の調査結果について

平成 25 年 9 月 2 日付、日行連発第 1462 号「産廃許可申請に係る経営診断書作成の調査について（依頼）」につきまして、お忙しい中ご協力を賜り誠にありがとうございました。

産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設設置の許可にあたり、申請者が経理的基礎を有しない場合は提出することが必要とされている『中小企業診断士の診断書等』については、平成 22 年に環境省担当課と日行連が協議を行った際に「行政書士の作成によるものでも構わない」旨の口頭回答を得ておりますが、当該案件に係る裁量権は各自治体にあるため、統一した指導は困難であるとのことでした。

この度の回答からも、地方ごとに取扱いが異なっている現状を読み取ることができます。

つきましては、下記の調査結果報告を送付させていただきますので、現在、行政書士による診断書作成が認められていない各単位会におかれましては、各自治体等への働きかけに対する参考として、ご活用くださいますようお願いいたします。

記

- ・「産廃許可申請に係る経営診断書作成の調査結果」

以 上